

令和4年12月26日開催

令和4年度
燕市農業委員会第9回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第9回総会 議事録

1. 開催日時 令和4年12月26日(月曜日)
午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員(26名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員(0名)

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第23号 農地の転用事実に関する照会について

報告第24号 認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて

(4) 議事

議案第49号 空き家に附属した農地の指定申請について

- 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第51号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第54号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第55号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池 和恵 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

10番 長谷川治仁 11番 澁木 誠治

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員はありません。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第9回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号10番 長谷川治仁 委員及び</p> <p>議席番号11番 澁木 誠治 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第22号から第24号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第22号「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号76番 東太田字下枯木の田、1筆、344㎡、耕作者変更に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号77番 杣木字釜屋の田、1筆、294㎡、中間管理事業へ移行に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号78番 吉田鴻巣字三方口の田、1筆、99㎡、所有権移転に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号79番 長辰字辰ノ口の田、1筆、1,596㎡、所有者の都合に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号80番 国上字太田前の田、1筆、1,415㎡、耕作者変更に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号81番 中島字下表の田、1筆、93㎡、耕作者変更に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号82番 中島字堤外の田、計3筆、379㎡、耕作者変更に伴う小作権の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 83 番 小牧字深田、他の田、計 5 筆、4,161 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 84 番 燕字馬道下、他の田、計 7 筆、2,362 m²、中間管理事業へ移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 85 番 水道町四丁目、他の田、計 19 筆、15,988 m²、中間管理事業へ移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 86 番 上河原字中江の田、1 筆、1,921 m²、所有権移転に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 87 番 佐善村新田字佐善浦の田、1 筆、3,000 m²、耕作地の交換終了に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 88 番 佐善村新田字佐善浦の田、1 筆、3,000 m²、所有権移転に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 89 番 中島字下表の田、計 2 筆、960 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 90 番 五千石字荒川の田、計 3 筆、2,513 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 91 番 中川字中道上の田、計 2 筆、1,020 m²、中間管理事業へ移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 92 番 中川字中道上の田、計 3 筆、1,919 m²、中間管理事業へ移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 93 番 中川字中道上の田、1 筆、1,004 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 94 番 中川字中道上の田、計 2 筆、2,042 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 95 番 中川字中道上の田、計 2 筆、1,516 m²、中間管理事業へ移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 96 番 燕字割前の田、計 6 筆、6,042 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 97 番 吉田字上樋ノ口の田、1 筆、925 m²、委託者返還に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 98 番 粟生津字山王の田、1 筆、1,010 m²、中間管理事業へ移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 99 番 粟生津字山王の田、計 2 筆、8,682 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 100 番 粟生津字山王の田、計 4 筆、19,859 m²、中間管理事業へ移行に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 101 番 高木、他の田、計 8 筆、23,310 m²、中間管理事業へ移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 102 番 粟生津字山王の田、1 筆、1,090 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 103 番 粟生津字山王の田、1 筆、9,996 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 104 番 粟生津字山王の田、1 筆、1,230 m²、中間管理事業へ移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 105 番 佐善村新田字佐善浦の田、1 筆、3,000 m²、中間管理事業へ移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 106 番 長辰字長崎、他の田、計 3 筆、3,907 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 107 番 長辰字辰ノ口の田、1 筆、75 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 108 番 長辰字辰ノ口の田、1 筆、53 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 109 番 長辰字辰ノ口の田、1 筆、73 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 110 番 国上字居下の田、計 3 筆、1,377 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 111 番 国上字居下、他の田、計 6 筆、2,544 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 112 番 国上字居下、他の田、計 2 筆、4,780 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 113 番 国上字太田前の田、計 2 筆、977 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 114 番 国上字長辰、他の田、計 10 筆、15,881 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 115 番 国上字長辰他の田、計 2 筆、4,582 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 116 番 国上字長辰の田、1 筆、460 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 117 番 国上字長辰の田、1 筆、757 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 118 番 国上字長辰の田、1 筆、1,636 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 119 番 国上字長辰の田、計 2 筆、3,806 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
-----	---

事務局	<p>受付番号 120 番 国上字長辰、他の田、計 2 筆、1,939 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 121 番 溝字大開、他の田、計 9 筆、19,768 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 122 番 牧ヶ花字十二浦、他の田、計 3 筆、7,281 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 123 番 牧ヶ花字上川原、他の田、計 2 筆、1,262 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 124 番 太田字居下の田、1 筆、112 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 125 番 太田字太田前の田、1 筆、76 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 126 番 中島字大道通、他の田、計 6 筆、3,198 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 127 番 中島字上表の田、1 筆、1,413 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 128 番 中島字上表の田、計 3 筆、1,298.74 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 129 番 横田字中筒堤外の田、計 4 筆、4,908 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 130 番 笈ヶ島字三ツ石の田、計 2 筆、1,973 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 131 番 東太田字惣田、他の田、計 3 筆、2,587 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 132 番 中川字中道上の田、計 4 筆、2,006 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 133 番 大曲字曾根、1 筆、684 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 134 番 長辰字辰ノ口の田、計 12 筆、21,397 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 135 番 長辰字辰ノ口の田、計 2 筆、1,649 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 136 番 国上字長辰、他の田、計 15 筆、21,556 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 137 番 国上字太田前、他の田、計 3 筆、7,065 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 138 番 国上字長辰の田、1 筆、791 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 139 番 佐善字居浦の田、1 筆、766 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 140 番 佐善字居浦の田、1 筆、601 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 141 番 牧ヶ花字居浦の田、1 筆、750 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 142 番 太田字居下の田、1 筆、647 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 143 番 横田字前田の田、1 筆、3,060 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第 23 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 7 番 熊森字屋敷添の田畑、計 2 筆、305 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はなし。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無はなし。農用地区域外であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 24 号「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて」であります。</p> <p>受付番号 2 番 国上字居下の畑、計 1 筆、面積 181 m²の内 1 m²、転用目的は、「携帯電話基地局の設置」、農用地区域外であります。位置図は、議案資料 1 頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 49 号「空き家に附属した農地の指定申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 49 号「空き家に附属した農地の指定申請について」であります。</p>

事務局	<p>受付番号 1 番 渡部字山ノ脇の畑、1 筆、335 m²、申請人は記載の通りであります。位置図は議案資料 2 頁をご覧ください。</p> <p>今回の指定農地につきましては、事務局で現地を確認し、空き家に隣接する畑は現在も耕作できるよう管理されていることを確認しておりますので、指定農地とすることに、「特に問題はない」と判断されるところであります。</p> <p>本日、空き家に附属した農地に指定された場合は、告示した後に「別段の面積」として効力をもちます。但し、空き家と一緒に農地を取得されなかった場合は、指定が外れ「一般の農地」として取り扱うこととなります。</p>
議 長	説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る 12 月 19 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	12 月 19 日、午後 1 時 30 分より、市役所 301 会議室で、第 2 事前審査委員会、委員 13 名による審査の結果、「空き家に附属した農地の指定申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。
議 長	それでは、議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 19 番 笈ヶ島字笹曲の畑、1 筆、290 m²、契約内容は売買、対価は〇円。位置図は議案資料の 3 頁をご覧ください。</p>

事務局	<p>受付番号 20 番 東太田字寺田、他の田、計 4 筆、3,112 m²、契約内容は売買、対価は 10 ㎡あたり〇円、位置図は議案資料の同じく 3 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 21 番 吉田鴻巣字三方口の田、1 筆、99 m²、契約内容は売買、対価は 10 ㎡あたり〇円、位置図は議案資料の 4 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 22 番 吉田法花堂字苗代割の田、計 2 筆、764 m²、契約内容は売買、対価は 10 ㎡あたり〇円、位置図は議案資料の同じく 4 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 23 番 柳山字裏畑の田、1 筆、489 m²、契約内容は贈与、位置図は議案資料の 5 頁をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果「農地法第 3 条の規定による許可申請」5 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 51 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 51 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。</p> <p>受付番号 25 番 水道町四丁目の田、1 筆、978 m²、当初計画では従業員住宅として転用する計画でしたが、都合により断念し、承継者が宅地分譲 (5 区画) として転用するもので</p>

事務局	<p>す。位置図、土地利用計画図は、議案資料6～7頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号10番 三王淵字浦屋敷の田、1筆、52㎡、転用目的は、通路。位置図・土地利用計画図は、議案資料8～9頁をご覧ください。</p> <p>平成26年に相続した農地が通路として利用していたことが判明したものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>受付番号11番 吉田堤町の畑、計3筆、551㎡、転用目的は、住宅、作業所、車庫、共同住宅。位置図・土地利用計画図は、</p>

事務局	<p>議案資料 10～11 頁をご覧ください。</p> <p>敷地の一部が農地であることが判明し、転用許可申請をするものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果「農地法第 4 条の規定による許可申請」2 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に議案第 53 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 53 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 82 番 吉田鴻巣字七島の田、1 筆、654 m²、転用目的は倉庫、契約内容は売買、令和 5 年 6 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 12～13 頁をご覧ください。</p> <p>現在使用している倉庫が、手狭になり新たに倉庫を建設するものであります。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もない</p>

事務局	<p>ことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 83 番 大曲字砂押の畑、1筆、362 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和5年5月24日完工予定。位置図・土地利用計画図は議案資料14～15頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでいますが、家族が増え手狭になったため当該地を購入し住宅を建築するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 84 番 吉田法花堂字中村の畑、1筆、64 m²、転用目的は住宅敷地の拡張、契約内容は売買、令和5年1月25日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料16～17頁をご覧ください。</p> <p>都合により譲渡人が畑の耕作ができなくなり、譲受人の住宅敷地に隣接していることから住宅敷地として利用するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 85 番 小高字大筒下の田畑、計3筆、104 m²、転用目的は駐車場(3台)、契約内容は売買、令和5年3月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料18～19頁をご覧ください。</p> <p>美容室を営んでおりますが来客用の駐車場が不足しているため、当該地を購入し駐車場を整備するものです。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 86 番 水道町四丁目の田、1筆、978 m²、転用目的は宅地分譲(5区画)、契約内容は売買、令和5年4月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の6～7頁へお戻りください。先ほど計画変更の受付番号25番で</p>

事務局	<p>説明した案件であります。</p> <p>業務の拡大を図るため当該地を購入し宅地分譲5区画を整備するものです。申請地は、第一種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請5件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に議案第54号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第54号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。所有権の移転であります。</p> <p>受付番号14番 上河原字中江の田、1筆、1,921㎡、移転時期は令和5年1月25日、対価は〇円、引渡し時期は令和5年1月31日。位置図は議案資料20頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号15番 佐善村新田字佐善浦の田、1筆、3,000㎡、移転時期は令和5年1月25日、対価は〇円、引渡し時期は令和5年1月31日。位置図は同じく20頁をご覧ください。</p> <p>続いて、利用権設定になります。新規設定のみ読み上げさせていただきます。</p>

事務局	<p>受付番号 28 番 杉名字杉名の田、計 6 筆、4,480 m²、1 年の新規設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p> <p>受付番号 29 番 杉柳字杉柳、他の田畑、計 18 筆、11,161 m²、10 年の新規設定になります。</p> <p>受付番号 30 番 中島字上表の田、計 3 筆、1,298.74 m²、10 年の新規設定になります。</p> <p>受付番号 31 番 中島字上表の田、1 筆、1,413 m²、10 年の新規設定になります。</p> <p>受付番号 32 番 中島字上表の田、計 2 筆、3,394 m²、10 年の新規設定になります。</p> <p>受付番号 33 番 中島字上表の田、計 16 筆、19,489 m²、10 年の新規設定になります。</p> <p>受付番号 34 番 笈ヶ島字三ツ石の田、1 筆、1,980 m²、10 年の新規設定になります。</p> <p>以後は再設定となりますので、お読み取りください。</p> <p>なお、関係委員の案件として、議案の 27 頁、受付番号 35 番に金山委員の案件があります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転 2 件、利用権の新規設定 7 件、関係委員の案件 1 件を除く、再設定 10 件異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、受付番号 35 番を除いて「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり受付番号 35 番を除いて「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号 16 番金山委員は退席願います。</p> <p>(関係委員 退室 午後 2 時 4 分)</p>

議 長	それでは、関係委員の案件である受付番号 35 番について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願いします。
議 長	審査の結果、受付番号 35 番について異議がなかった事を報告します。
土田委員長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願いします。
議 長	(質疑なし)
	無いようですので、お諮りします。
議 長	本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事で、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
	関係委員は、入室願います。
	(関係委員 入室・着席 午後 2 時 6 分)
議 長	退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。
議 長	次に議案第 55 号の審議となりますが、私に関係する案件が含まれるため、ここで議事の進行を本田職務代理と交代致します。
議 長	それでは、議案第 55 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
職務代理	
事務局	議案第 55 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」であります。
	議案の 31 頁をご覧ください。
事務局	10 年の農用地利用集積計画であります。
	議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。
	受付番号 103 番 又新字塚田の田、1 筆、1,020 m ² 、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 14 年 12 月 28 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。

事務局	次に、52 頁をご覧ください。8 年の集積計画であります。 受付番号 217 番 長辰字長崎の田、1 筆、965 m ² 、設定期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 8 年であります。
事務局	次に、53 頁をご覧ください。5 年の集積計画であります。 受付番号 218 番 又新字関上の田、1 筆、1,021 m ² 、設定期間は令和 9 年 12 月 27 日までの 5 年であります。
事務局	次に、57 頁をご覧ください。3 年の集積計画であります。 受付番号 233 番 国上字太田前の田、計 2 筆、977 m ² 、設定期間は令和 7 年 12 月 28 日までの 3 年であります。
事務局	次に、配分計画であります。議案の 58 頁をご覧ください。 10 年の配分計画であります。 こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 63 番 又新字塚田の田、1 筆、1,020 m ² 、設定期間は令和 14 年 12 月 28 日までの 10 年であります。以下、お読みとりください。
事務局	次に、76 頁をご覧ください。8 年の配分計画であります。 受付番号 126 番 長辰字長崎の田、1 筆、965 m ² 、設定期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 8 年であります。
事務局	次に、77 頁をご覧ください。5 年の配分計画であります。 受付番号 128 番 又新字関上の田、1 筆、1,021 m ² 、設定期間は令和 9 年 12 月 27 日までの 5 年であります。以下、お読みとりください。
事務局	次に、81 頁をご覧ください。3 年の配分計画であります。 受付番号 142 番 国上字太田前、他の田、計 13 筆、21,632.64 m ² 、設定期間は令和 7 年 12 月 28 日までの 3 年であります。以下、お読みとりください。
事務局	次に、配分計画の移転であります。 受付番号 17 番 米納津字十二田の田、計 6 筆、6,230 m ² 、残期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 8 年であります。 受付番号 18 番 米納津字砂田、他の田、計 7 筆、6,815 m ² 、残期間

事務局	<p>は令和12年12月31日までの8年であります。</p> <p>受付番号19番 吉田鴻巣字五人割の田、計2筆、2,039㎡、残期間は令和11年12月31日までの7年であります。</p> <p>受付番号20番 吉田鴻巣字堅割、他の田、計5筆、4,655㎡、残期間は令和13年12月31日までの9年であります。</p> <p>受付番号21番 粟生津字山王、他の田、計6筆、10,395㎡、残期間は令和8年12月27日までの4年であります。</p> <p>受付番号22番 溝古新字石塚、他の田、計11筆、29,815㎡、残期間は令和12年12月31日までの8年であります。</p> <p>受付番号23番 国上字長辰の田、1筆、3,000㎡、残期間は令和12年12月31日の8年であります。</p>
事務局	<p>次に、84頁をご覧ください。所有者不明農地の公示期間が終了し、配分をするものであります。</p> <p>受付番号143番 米納津の田、1筆、196㎡、設定期間は令和9年12月27日までの5年であります。以下、お読みとってください。</p>
事務局	<p>なお、関係委員の案件として、議案の75頁、配分計画の受付番号123番に山崎委員、77頁の受付番号128番に和田委員の2名が関係委員となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
職務代理	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である配分計画の受付番号123番、128番を除いて、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画134件、関係委員の案件である2件を除く配分計画78件、配分計画の移転7件、異議がなかった事を報告致します。</p>
職務代理	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
職務代理	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり「決定」とする事、また、農用地利用配分計画については、受付番号123番、128番を除い</p>

職務代理	<p>て、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり「決定」とする事、また、農用地利用配分計画については、「意見は特になし」とする事に決しました。</p>
職務代理	<p>それでは、関係委員である、議席番号 23 番 山崎登美雄委員、25 番 和田正春委員は退席願います。 (関係委員 退室 午後 2 時 1 6 分)</p>
職務代理	<p>それでは、関係委員の案件、農用地利用配分計画 (案)、受付番号 123 番、128 番について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、受付番号 123 番、128 番について、「意見は特になかった」事を報告致します。</p>
職務代理	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)</p>
職務代理	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「意見はなし」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
職務代理	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「意見はなし」とする事に決しました。</p>
職務代理	<p>関係委員は、入室願います。 (関係委員 入室・着席 午後 2 時 1 8 分)</p>
職務代理	<p>退席された委員の皆さんに報告します。関係委員の案件につきましては、「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
議 長	<p>ここで議事の進行を議長にお返し致します。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 54 号、議案第 55 号の案件につきましては、<u>12 月 28 日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第 9 回総会を閉会致します。</p>

(終了時刻 午後 2 時 2 0 分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月26日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 長谷川 治仁

議事録署名委員 滝 不 識 谷
